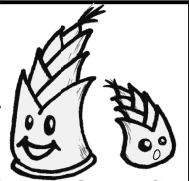


竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第11号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

平成24年5月11日 第5回口頭弁論が行われました

久しぶりに一番大きな101号法廷で口頭弁論が開かれ、60人を超える原告及び傍聴者全員が法廷に入ることができました。今回は板井弁護士の意見陳述があり、

- ①行政裁量論※に逃げ込む被告の不当性
- ②行政裁量論だけで正当化などできないこと
- ③支出行為（あるいは怠る事実）を審理の対象とすべきこと
- ④本件で支出行為を審理の対象としても法的安定性は害されないこと

※行政行為をするにあたり、町長の考えで判断し処理すること。

ということについて原告の意見を述べられました。たいへん迫力があり、力づけられる陳述でした。新たな視点として③も加わり、御船竹資源開発(株)へ約3億円を支出したことが問題であったという原告の主張をさらに裏付けるものとなりました。



門前集会の様子

町民の税金3億円が消えた
責任はどこに

監査委員の勧告に従い、
責任を認めよ!

住みよい御船町を
創るために

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

会社に対する支出行為が審理の対象に！



提訴からもうすぐ1年が経とうとしています。これまで、

- ①会社へ2億円交付 (H21. 2. 10)
- ②会社へ9279万3千円交付 (H21. 5. 29)
- ③会社に代わり国へ補助金約3億円返還 (H23. 1. 31)

という3つの行為について、どこを争点とするのかお互いに主張してきました。原告は、必要な調査もせずに補助金を会社へ交付した行為も争う姿勢を崩しませんでした。今回の口頭弁論でその①と②の行為についても審理の対象とすることが裁判官より明らかにされました（翌日掲載された熊日の記事を同封しております）。

第6回口頭弁論予定

日時 平成24年7月13日(金) 午前10時開廷

ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話：090-4473-7798 住所：御船町御船1033-2まで。